

2 高土政第771号
令和2年11月19日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについての
一部改正について（通知）

このことについて、土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて（平成22年3月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。
改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

土木構造物の維持管理業務について、「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領」の改正（平成31年4月24日会計管理局长通知）に伴い、草刈等土木美化業務（高所作業車を使用する等の特殊技術や特殊機器を要する場合、又は収集運搬等の草刈若しくは剪定業務以外の業務を含む場合を除く。）の最低制限価格の範囲を、予定価格の「10分の6から10分の8まで」を「10分の6から10分の8.2まで」に改めました。

2 施行日

この改正は、令和2年12月1日から施行することとします。

土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて

高知県土木部

第1 定義

1 維持管理委託

- (1) 土木構造物の維持管理業務委託（以下「維持管理委託」という。）とは、県が管理する道路、河川、公園、ダム、海岸、港湾（漁港を含む。）の維持管理を目的とするもののうち、委託業務として発注するものをいう。
- (2) 維持管理委託の業務内容は次のとおりとし、各々の業務を単独で又は必要な業務を一つにまとめて発注する。
 - ア 建設工事としての発注には至らない簡易な補修
舗装面、側溝等の簡易な補修で、工事請負費での発注には至らない小額のもの
 - イ ごく小規模の崩土除去
路面に点在する崩落土の除去で、工事請負費の発注には至らない小額のもの
 - ウ 路面清掃
路面に付着したオイルの除去、動物死骸の除去等
 - エ 側溝清掃
側溝内ごみ除去等
 - オ 草刈
路側帯、のり面、公園等の除草、草刈
 - カ 樹木剪定
街路樹、のり面、公園等の樹木の剪定
 - キ その他ア～カに準じる土木構造物の維持又は管理に関する業務
除雪、ダム湖水面又は港湾内海面清掃等のア～カの類似業務
 - ク 土木構造物の保守又は点検若しくは整備業務
道路等の電光掲示板の作動確認、水門設備の点検等（部品の定期的交換等の整備を含む。）

2 草刈等土木美化業務

- (1) 維持管理委託のうち、建設工事の要素をまったく含まない1（2）オ又はカの業務委託を、草刈等土木美化業務とする。
- (2) 1（2）オ又はカ以外でもこれに準じる美化業務（建設工事の要素をまったく含まない、清掃業務の延長上に位置づけられる業務に限る。）は、草刈等土木美化業務とする。
- (3) （1）又は（2）の業務であっても、他の業務と併せて発注する場合には、草刈等土木美化業務にはあたらないものであること。

第2 入札・契約手続き

1 基本方針等の適用

- (1) 維持管理委託の入札・契約手続きの取扱いは、建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）並びに建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領（平成20年3月25日付け19高建管第1135号土木部長通知）による。
- (2) 維持管理委託の一般競争入札又は指名競争入札における予定価格公表の取扱いは、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け20高建管第1181号土木部長通知）による。

2 最低制限価格

- (1) 維持管理委託の一般競争入札又は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 最低制限価格は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第17条第1項第2項により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内で定める。
ただし、草刈等土木美化業務については、(3)の場合を除いて、予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内とする。
- (3) 草刈等土木美化業務において、高所作業車を使用する等の特殊技術や特殊機器を要する場合、又は収集運搬等の草刈若しくは剪定業務以外の業務を含む場合は、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内とする。
- (4) 維持管理委託の一般競争入札又は指名競争入札の最低制限価格は、事後公表とする。

3 事後審査方式

維持管理委託の一般競争入札においては、開札後に落札者となるべき者についてのみ入札参加資格の有無の確認を行う、事後審査方式とする。

4 契約書

- (1) 維持管理委託契約において使用する契約書書式は、道路課等関係各課が調製した委託契約書によるものとし、土木設計等業務委託契約書標準書式は使用しない。
- (2) 維持管理委託において使用する契約書書式を新たに調製する場合には、事前に土木政策課（契約担当）に協議するとともに、会計管理局会計管理課への合議が必要であること。

5 現場責任者

- (1) 維持管理委託の現場には、現場責任者等の建設工事請負契約における現場代理人と同様の役割を果たす者の配置と届出が必要なものとし、この旨を契約書に規定すること。

- (2) 現場責任者等は、維持管理委託が行われる現場への常駐が必要なものとするが、現場への常駐を要する期間は、実際に現場での作業が行われている間とする。
- (3) 維持管理委託の受注者は、当該業務の現場での作業が行われていない間は、当該業務の現場責任者等を、契約締結機関への届出なくして他の維持管理委託の現場責任者等として届け出ることができる。ただし、実際の現場での作業が重複してはならないものとする。
- (4) 現場責任者等は、当該維持管理委託の受注者に常用雇用された者でなければならない。常用雇用の確認は、現場責任者等の届出時に健康保険証の写しその他の挙証資料の提出を求めて行う。

第3 草刈等土木美化業務の入札事務

1 入札参加資格者名簿

- (1) 草刈等土木美化業務の一般競争入札又は指名競争入札の入札参加者は、高知県建設工事競争入札参加資格者名簿又は高知県測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿のほか、競争入札参加資格（物品購入等関係）者名簿（以下「物品購入等入札参加資格者名簿」という。）のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されている者から選定するものとする。ただし、物品購入等入札参加資格者名簿からの選定は、これを義務付けるものではないこと。
- (2) 随意契約における見積合わせの相手方の選定は、(1)の入札参加資格者名簿に登載されている者のうちから行うほか、いずれの入札参加資格者名簿にも登載されていない者についても、選定することができる。

2 高知県土木行政総合情報システムでの取扱い

- (1) 物品購入等入札参加資格者名簿登載者を入札参加者とする場合（入札参加者の全員又はいずれかが物品購入等入札参加資格者名簿登載者である場合をいう。）には、物品購入等入札参加資格者名簿は対象外となっている高知県土木行政総合情報システム（以下「総合情報システム」という。）の活用ができないこと。
- (2) 高知県建設工事競争入札参加資格者名簿又は高知県測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿登載者（以下「建設関係入札参加資格者名簿登載者」という。）が入札参加者である場合には、総合情報システムの活用が可能である。
- (3) 指名競争入札における物品購入等入札参加資格者名簿登載者への指名通知は、あらかじめ相手方のメール・アドレスを確認した上で、別途電子メールにより行う。建設関係入札参加資格者名簿登載者への指名通知は、総合情報システムにより電子メールで行う。
- (4) 金抜き設計書、仕様書等は入札情報システム上で閲覧に供する（入札情報システムは、建設関係入札参加資格者名簿登載者以外の者であっても、県HP土木政策課ペー

ジにアクセスすることで閲覧が可能。)。物品購入等入札参加資格者名簿登載者に対しては、この旨指名通知時に周知すること。

3 電子入札の取扱い

- (1) 草刈等土木美化業務の一般競争入札又は指名競争入札は、1者でも物品購入等入札参加資格名簿登載者の参加がある場合には、総合情報システムとのデータ連携がないため、電磁的記録を用いた入札（以下「電子入札」という。）を行うことができない。
- (2) 1者でも物品購入等入札参加資格名簿登載者の入札参加がある場合には、他に建設関係入札参加資格者名簿登載者の入札参加があっても、電子入札とはせず、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け高建管第808号土木部長通知）による入札箱に入札書を投かんする方法としなければならない。
- (3) 入札参加者全員が建設関係入札参加資格者名簿登載者である場合には、電子入札が可能であること。

第4 その他

1 入札等事務の執行

- (1) 維持管理委託の入札又は随意契約の見積合わせ事務執行にあたっては、建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成20年3月24日付け19高建管第1072号土木部長通知）、建設工事指名競争入札取扱要領（平成20年3月24日付け19高建管第1078号土木部長通知）及び建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）によること。
- (2) 維持管理委託に関する事務は、高知県事務処理規則（以下「規則」という。）第8条の規定により、規則別表第2における工事に関する規定を類推適用することとする。

2 施行期日

この取扱いは、平成22年3月12日より施行し、平成22年度執行分の維持管理委託業務のうち、平成22年3月12日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。

この取扱いは、平成30年4月1日から施行し、施行の日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。

この取扱いは、令和2年12月1日から施行し、施行の日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。

土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて 新旧対照表

新	旧
<p>第1 略</p> <p>第2 入札・契約手続き</p> <p>1 略</p> <p>2 最低制限価格</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 最低制限価格は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第17条第1項第2項により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内で定める。 ただし、草刈等土木美化業務については、(3)の場合を除いて、予定価格の10分の6から<u>10分の8.2</u>までの範囲内とする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 その他</p> <p>1 略</p> <p>2 施行期日</p> <p>この取扱いは、平成22年3月12日より施行し、平成22年度執行分の維持管理委託業務のうち、平成22年3月12日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。</p> <p>この取扱いは、平成30年4月1日から施行し、施行の日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。</p> <p><u>この取扱いは、令和2年12月1日から施行し、施行の日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。</u></p>	<p>第1 略</p> <p>第2 入札・契約手続き</p> <p>1 略</p> <p>2 最低制限価格</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 最低制限価格は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第17条第1項第2項により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内で定める。 ただし、草刈等土木美化業務については、(3)の場合を除いて、予定価格の10分の6から<u>10分の8</u>までの範囲内とする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 その他</p> <p>1 略</p> <p>2 施行期日</p> <p>この取扱いは、平成22年3月12日より施行し、平成22年度執行分の維持管理委託業務のうち、平成22年3月12日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。</p> <p>この取扱いは、平成30年4月1日から施行し、施行の日以降に執行する一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の見積合わせに適用する。</p>